「緊急事態措置」延長に伴う施設利用条件の変更について

新型コロナウイルス感染拡大予防に伴い、政府において沖縄県の「緊急事態措置」の実施 期間が延長されたことを踏まえ、当館の対応を以下の通りといたします。

- ① 対象期間 令和3年5月23日(日)から令和3年8月22日(日)まで※ 国または沖縄県等のガイドラインの変更 要請等があった場合は期間
 - ※ 国または沖縄県等のガイドラインの変更、要請等があった場合は期間の延長 を実施する場合がありますので、予めご了承ください。
- ② 利用時間 一般来場者は20時までに退出
- ③ 人数上限 収容人数の50%以下 (席がない場合は適切な間隔)
- ④ その他 施設利用にあたっては、「沖縄コンベンションセンター施設利用条件」ご確認いただき、対策を講じるようお願いいたします。
 - ※ 新型コロナウイルスに関する最新情報はこちらをご参照ください。

沖縄県新型コロナウイルス感染症関連の特設サイト

https://www.pref.okinawa.jp/